

京丹後市役所市内地図案内板及びデジタルサイネージ設置事業仕様書

1 事業内容

(1) 事業名称 京丹後市役所市内地図案内板及びデジタルサイネージ（以下『市内地図案内板とする。』）設置事業

(2) 設置場所 京丹後市役所峰山庁舎2号館正面玄関風除室及び玄関ホール 他各市民局5箇所

(3) 内 容 京丹後市の市内地図及び京丹後市役所庁舎案内図を作成し設置する。また、デジタルサイネージを設置し、市民に向けた行政情報などの配信を行う。なお、市内地図およびデジタルサイネージでは民間企業等の広告を掲載することができるものとする。

(4) 事業期間

ア 広告付き市内地図、庁舎案内図及び会議案内表示モニターは令和8年4月1日から令和9年3月31日とし、行政情報表示モニターは令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業期間満了の1箇月前までに市及び設置事業者双方から特段の意思表示がない場合、同一内容及び同一条件をもってさらに1年間の期間延長ができるものとし、令和10年3月31日までを限度とする。

イ 事業期間内において、庁舎の改修等により設置場所等を変更する必要がある場合は、市と設置事業者が協議の上、決定するものとする。

(5) 広告付き市内地図及び庁舎案内図（以下『広告付き案内板』とする）

① 設備本体

ア 広告付き案内板は、縦2,100mm× 横2,700mm× 奥行700mm程度の大ききで作成することとし、下記の場所へ設置すること。

- ・ 京丹後市役所峰山庁舎2号館正面玄関風除室

イ 広告付き案内板には、電気亜鉛メッキ鋼板加工及びメタリック焼付塗装あるいはそれと同程度のものを使用すること。

ウ 地図、案内図及び広告部分は電照式とし、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいは液晶ディスプレイなどそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。

エ 広告付き案内板本体枠の角が鋭利にならないように加工すること。

オ 本体下部は、ストッパー付の車輪を用いて移動できるようにし、地震等でも容易に転倒し

ないようにすること。また、撤去の際は原状復帰すること。

カ 照明はLED内照式とし、調光器で明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等電照時間を自動制御できる機能を装備し、手動スイッチによる電源のオン/オフも容易にできるようにすること。

キ 本体部に、カッティングシール等により庁舎案内サインを表示させ、また人口推移を表示させるマグネットを貼付すること。

② 市内地図

ア 地図は本体内に収まり、京丹後市内全域及び京丹後市役所周辺地図で構成すること。

イ 国土地理院の2,500分の1の地図をベースに作成すること。

ウ 公共施設等市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

エ 全体的に利用者が見やすい配色デザインとすること。

③ 庁舎案内図

ア 市が作成した原案に基づいて表示すること。

イ 2回目以降の更新時期は4月とする。ただし、庁舎改修等により庁舎の配置が変更となる場合は、その都度更新を行うものとする。

(6) 会議案内表示モニターおよび行政情報表示モニター（以下『デジタルサイネージ』とする）

① デジタルサイネージ本体

ア サイズは50型程度とし、キャスタースタンドタイプで設置すること。

イ 設置台数は7台とし、設置場所は次のとおりとする。

設置場所	設置台数	用途
京丹後市役所峰山庁舎2号館 正面玄関ホール	2台	会議案内表示モニター 行政情報表示モニター
京丹後市役所大宮庁舎 2階正面玄関ホール	1台	行政情報表示モニター
京丹後市役所網野庁舎 1階正面玄関ホール	1台	行政情報表示モニター
京丹後市役所丹後庁舎 1階正面玄関ホール	1台	行政情報表示モニター

京丹後市役所弥栄庁舎 1階正面玄関ホール	1台	行政情報表示モニター
京丹後市役所久美浜庁舎 1階正面玄関ホール	1台	行政情報表示モニター

ウ 近接コンセントからの電気配線およびデジタルサイネージの運用に必要な通信ネットワークなどは設置事業者で対応すること。

② 会議案内表示モニター

ア 職員がパソコン等で編集した電子ポスター等を、USBメモリで容易に更新が出来る仕様であること。

イ コンテンツデータ編集用のPCは設置事業者で準備すること。

ウ 下記のフォーマットに対応している会議案内表示モニターであること。

- ・ 静止画：BMP、JPG、PNG
- ・ 動画：MPEG1、MPEG2、Windows Media Video9
- ・ オーディオ：MP3

③ 行政情報表示モニター

ア 設置事業者は、市が準備した行政情報データ及び市が指定する配信スケジュールで配信を行うこと。

イ 電源のオン、オフはタイマー等で管理ができること。

④ 民間広告

ア 広告付き案内板の地図面および行政情報モニターには民間広告を掲載することができる。

イ 民間広告は、本体内で収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

ウ 次の各号のいずれかに該当する広告の掲載は認めない。

- (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 人権侵害に当たるもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 個人または団体の意見広告及び名刺広告
- (カ) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (キ) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

- (ク) 美観風致を害するおそれのある広告
- (ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (コ) 人材募集の広告
- (サ) 責任の所在が不明確な広告
- (シ) その他適当でないと市が認めるもの

エ 民間広告枠の掲載内容は、事前に見本を市の担当者へ提出し、承認を得ること。

オ「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、京丹後市が推奨するものではありません」等の表示を施すこと。

カ 行政情報モニターでの民間広告は音声を出さないものとする。

キ 行政情報モニターでの広告と行政情報の放映比率は6：4を基本とし、詳細は市と協議の上決定する。

(7) その他

- ① 製作、設置、移設、更新、撤去等に係る一切の費用は設置事業者が負担すること。
- ② 市内地図案内板の汚損又は破損、表示板に掲載する公共施設、広告主等の変更があった場合は、その都度メンテナンスを行い、必要な措置を講じること。

2 支払条件

- (1) 行政財産使用料は、市行政財産使用料条例別表により令和8年2月27日現在で算出すると、次のとおりの使用料（ただし、消費税及び地方消費税加算前）となる。

(単位：円／㎡)

設置場所	建物使用料	土地使用料	年額
京丹後市役所峰山庁舎2号館 正面玄関ホール	12,701	555	13,256
京丹後市役所大宮庁舎 2階正面玄関ホール	8,476	434	8,910
京丹後市役所網野庁舎 1階正面玄関ホール	6,546	465	7,011
京丹後市役所丹後庁舎 1階正面玄関ホール	7,856	415	8,271

京丹後市役所弥栄庁舎 1階正面玄関ホール	7,519	407	7,926
京丹後市役所久美浜庁舎 1階正面玄関ホール	4,864	529	5,393

また、当該年度分を設置日から1箇月以内に市が発行する納入通知書により納入すること。

なお、期間が1年に満たない部分については月割りで計算し、1月に満たない部分については1月を30日として日割計算により算出する。

- (2) 広告料については、設置事業者がプレゼンテーションで提示した額を採用するものとし、当該年度分を設置日から1ヶ月以内に市が発行する納入通知書により納入すること。なお、期間が1年に満たない部分については月割りで計算し、1月に満たない部分については1月を30日として日割計算により算出する。
- (3) 市内地図案内板の運用にかかる電気使用料（表示板に電気を使用する場合）は、設置事業者から提出された消費電力がわかる資料をもとに稼働時間で算出したものを、実際の使用分として年度末に納入すること。
- (4) 設置事業者は、設置事業者による広告主の募集が不調に終わった場合でも、契約で定める広告料及び行政財産使用料に加え使用した電気料金を市に支払うこととする。

3 その他

- (1) 設置事業者は、年度ごとに行政財産使用許可申請書を提出し、市の使用許可を受けること。
- (2) 事業実施にあたり、京丹後市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項及び事業の内容について疑義が生じた場合、市及び設置事業者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 閉庁日土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。